優良住宅部品評価基準

Evaluation Standard for Quality Housing Component

浴室ユニット

Bathroom Units

BLE BU:2012

２０１２年１２月２１日公表・施行

一般財団法人ベターリビング

目　　次

優良住宅部品評価基準
浴室ユニット

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法

Ⅱ．要求性能
1　住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 浴室ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2　供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
3　情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．附　則

優良住宅部品評価基準

浴室ユニット

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

住宅の浴室としての機能を有する室形のユニットで、構造的に自立したもので、かつ洗い場があり、浴槽又は浴槽を設置するスペースを有するものに適用する。

2. 用語の定義

a) 長寿社会対応浴室ユニット：長寿社会対応浴室ユニットの基準を満たしたものをいう。

b) 設置空間モデュール呼び寸法：浴室ユニットを設置するために必要な空間の寸法で、水平方向及び鉛直方向を住戸設計のプランニングモデュールに合う値で表す間口、奥行及び高さの寸法をいう。

c) 器具排水管：排水トラップの下流側に接続する排水管で、排水横枝管に接続するところまでの配管をいう。

d) 浴槽の保温材：浴槽の保温性を向上させるために、浴槽の外側面に取り付けられたものをいう。

e) 浴槽エプロン：上縁面から浴槽の下方を覆うためのもので、別に設けたもの、又は浴槽と一体成型された垂下長さが 150㎜ 以上の部分をいう。

f) 出入口の有効な幅員：折り戸及び開き戸の建具の厚み（タオル掛け、レバーハンドル等は除く）、引き戸の引き残しを考慮した通行上有効な幅員をいう。

g) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

h) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。

i) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 浴室ユニットの構成は表－１による。

表－１　構成

構成部品名	構成の別(注)	備　　考
床、壁及び天井	●	
出入口扉	●	
出入口扉枠	●	
照明器具	●	
照明器具コード	●	
天井点検口	●	
タオル掛	●	
排水トラップ	●	
器具排水管	●	
器具排水管固定金具	●	
浴槽	○	防水パンと一体化したものを含む。
浴槽ふた	○	
配管接続金具	○	湯水混合水栓に組み込まれているもの(デッキタイプ等）でもよい。
湯水混合水栓	○	１．湯水混合水栓の性能は、JIS B 2061:2006（給水栓）によるものとする。 ２．シャワーフックを含む。
壁点検口	△	
梁型対応部品	△	
換気グリル	△	
収納棚	△	
鏡	△	
アクセサリー類	△	
給水管、給湯管	△	
浴槽部の保温材	△	
ふろがま用接続枠	△	
追いだき用接続管	△	
換気装置接続枠	△	
窓接続枠	△	
手すり	△	手すりの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり)」によるものとする。
手すり用補強材	△	
非常通報装置	△	
ランドリーパイプ	△	
ランドリーパイプ用フック	△	
単水栓	△	
シャワースライドバー	△	

注）構成の別

●：(必須構成部品）住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b)　長寿社会対応浴室ユニットの構成は、表－２による。

表－２　長寿社会対応浴室ユニットの構成

構成部品名	構成の別(注)	備　　考
床、壁及び天井	●	
出入口扉	●	
出入口扉枠	●	
照明器具	●	
照明器具コード	●	
天井点検口	●	
タオル掛	●	
排水トラップ	●	
器具排水管	●	
器具排水管固定金具	●	
浴槽	●	防水パンと一体化したものを含む。
浴槽ふた	○	
配管接続金具	○	湯水混合水栓に組み込まれているもの（デッキタイプ等）でもよい。
湯水混合水栓	●	１．湯水混合水栓の性能は、JIS B 2061:2006（給水栓）によるものとする。 ２．シャワーフックを含む。
浴槽の出入り用手すり	●	各種手すりの性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり）」によるものとする。
手すり用補強材	●	
浴槽内での姿勢保持用手すり	△	
浴槽内での立ち座り用手すり	△	
洗い場での立ち座り用手すり	△	
出入口脇設置用手すり	△	
壁点検口	△	
梁型対応部品	△	
換気グリル	△	
収納棚	△	
鏡	△	
アクセサリー類	△	
給水管、給湯管	△	
浴槽部の保温材	△	
ふろがま用接続枠	△	
追いだき用接続管	△	
換気装置接続枠	△	
非常通報装置	△	
ランドリーパイプ	△	
ランドリーパイプ用フック	△	
単水栓	△	
シャワースライドバー	△	

※ 表中の［　　］で囲んだ構成部品は、「浴室ユニット」の構成と扱いが異なるものを指す。

注）構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

a) 浴室ユニットの施工範囲は、原則として表－３による。

表―３　施工範囲

分類	工事項目	詳細
標準工事	ユニット本体	床、壁、天井及び扉の組み立て工事
	照明器具	基準面より最寄の電気ボックスまでの配線で、３ｍの配線を含む。ただし、その接続は除く。
	排水管	基準面内の排水管の取付工事
	水栓	水栓類取付用の穴開け
	浴槽 （浴槽とセットして販売する場合）	浴槽の据付工事
オプション工事	窓接続枠	躯体側のサッシとユニット側の窓接続枠との接合工事
	換気装置類	取付用穴開け、補強 乾燥機能付きの場合のランドリーパイプ用のフック取付
	手すり・アクセサリー類	手すり、アクセサリー類の取付のための補強材の取付 手すり、アクセサリー類
	水栓	水栓器具及び配管接続金物の取付
	浴槽 （浴槽とセットしないで販売する場合）	浴槽の据付工事

b) 長寿社会対応浴室ユニットの施工範囲は、表－３で定める工事のうち、手すり取付のための補強材等の取付並びに手すりの取付については、標準工事扱いとする。

6. 寸法

a) ユニットに適用する設置空間モデュール呼び寸法は表－４による。

表－４　設置空間モデュール呼び寸法

間口	奥行	高さ	備　　考
1700 1800 1900 2000 2100 （注１）	1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800 （注１）	特に定めない （注２）	（注１）表に示す寸法の範囲は標準とし、上限は定めない。 （注２）換気扇等の設置寸法、建具の高さ、排水勾配等に支障のない寸法とする。 （注３）戸建住宅用の場合は、近似する寸法に読み替える。

b) ユニットの基準面は、ユニットがその内に納まるように、ユニット側で設定し、外形呼び寸法を決めること。外形呼び寸法は、設置空間モデュール呼び寸法より壁厚、躯体の誤差等を減じたものとする。ユニットとその他の部分との接合用部品（出入口枠等）は、基準面を貫いて両側の空間にまたがってもよい。給水、給湯等の配管の立ち上がり部分のスペース、換気ダクトスペース等は建築との調整により設けるものとし、ユニットの基準面内に含めなくても良い。

c) 高さ方向の基準面は、周囲地盤（Ｇ．Ｌ）より下にならないように設定すること。ただし、ユニット設置部分の地盤面に湿気防止等の処置がされている場合は、この限りでない。

d) ユニットの寸法は、外形呼び寸法及び内法寸法を明示すること。間口、奥行の内法寸法は、原則として設置空間モデュール呼び寸法（表－４）に対して 100㎜ の整数倍を減じた値とし、間口は 1600㎜ 以上、奥行は 1100㎜ 以上とする。また、高さの内法寸法は、洗い場床面（平均）から 1950㎜ 以上とする。

e) 器具排水管と排水横枝管との接続は、ユニット基準面の位置において行えるものであること。

f) 窓もしくはふろがま給排気口の位置に対するユニット側調整代は、Ｘ，Ｙ，Ｚ方向についてそれぞれ±10㎜ 以上の調整ができること。ただし、ＢＦ釜をユニットの壁に直付けする場合は、壁開口穴の公差とする。

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1　機能の確保

a) 浴室内の照度

浴室内における照度は、「照度試験」に基づく試験を行い、浴室内の規定する５点（洗い場上部の高さ 850㎜ の位置）の平均照度は、75 lx 以上であること。

＜試験：BLT BU-01「照度試験」＞

b) 各接合部及び点検口の蒸気漏れ

各接合部及び点検口の耐湿性能は、「耐湿試験」に基づく試験を行い、各部材および接合部から蒸気が漏れないこと。

＜試験：JIS A 4416:2005(住宅用浴室ユニット)の 8.2「耐湿試験」＞

c) 各接合部、扉枠の水密性並びに扉からの水の直接飛散防止

各接合部、扉枠の水密性並びに扉からの飛散防止性能は、「散水試験」に基づく試験を行い空調用噴霧ノズルを用いて噴霧させた結果、各接合部より外側へは、水漏れ、浸潤がないこと。なお、扉枠内部には水が入り込まず、錠については、中へ入り込んだ水がたまらないものであること。また、扉と扉枠との隙間並びに扉ガラリ部から外部へは、直接飛散のないこと。

＜試験：BLT BU-02「散水試験」＞

d) 各部の水はけ

ユニット床部及び浴槽内部は、水だまりがないこと。

e) 出入口の有効な幅員

1) 出入口の有効な幅員は、出入りに支障がないものとし、550mm 以上であること。

2) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口の有効な幅員

出入口の有効な幅員は、表―５のいずれかに適合すること

表－５　出入口の有効な幅員

出入口の有効な幅員	備考
出入口の有効な幅員が800mm以上	品確法等級５に対応
出入口の有効な幅員が650mm以上	品確法等級４に対応
出入口の有効な幅員が600mm以上	品確法等級３に対応

f) 給気

出入口扉は、機械換気のための給気ができるようになっていること。

＜例示仕様＞

出入口扉には、給気用ガラリを設けること。

g) 器具排水管の排水性能

器具排水管は、浴槽排水に十分な管径を有し、こう配は有効にとられており、ユニット本体に固定されていること。

＜例示仕様＞

1) 器具排水管の管径は、呼び径 50mm とする。

2) 器具排水管のこう配は、1/50～1/100 とする。

h) 防水パン等の水密

防水パン等（防水パンと一体化した浴槽を含む。）の水密は、「水張り試験」に基づく試験を行い、出入口扉枠下端と床のシール部及び器具排水管については、水を満たして 30 分放置した後も水漏れが生じないこと。

＜試験：BLT BU-03「水張り試験」＞

i) 給水・給湯管の水密

給水・給湯管は、「配管の漏れ試験」に基づく試験を行い、漏れが生じないこと。

＜試験：JIS A 4416:2005(住宅用浴室ユニット)の 8.4 a)「配管の漏れ試験(給水・給湯管)」＞

j) 浴槽及び浴槽ふたの保温

1) 浴槽の湯温降下は、「保温試験」に基づく試験を行い、環境温度 20±2℃の条件下で、浴槽にふたをした状態で２時間後の浴槽中央部の深さ約 100mm、底面から 100mm 及びその中間の３箇所の平均で５℃以内であること。

＜試験：JIS A1718：2011（浴槽の性能試験方法）の 5.10「保温試験」＞

2) 高断熱浴槽とする場合は、浴槽の湯温効果は、「高断熱試験」に基づく試験を行い、環境温

度 10±2℃の条件下で、浴槽に湯を張りふたをした状態で４時間後の浴槽平面方向中央部の湯面から 100㎜、底面から 100㎜、その中間の３箇所の平均で 2.5℃以内であること。
＜試験：JIS A 1718:2011（浴槽の性能試験方法）の 5.18「高断熱試験」＞

k) 浴槽排水栓の止水性

1) 槽排水栓は、「止水試験Ａ」に基づく試験を行い、給水後１時間の漏水量が 30ml以下であること。
＜試験：JIS A 1718:2011（浴槽の性能試験方法）の 5.7.1「止水試験Ａ」＞

2) ゴム栓を使用した浴槽排水栓は、「止水試験Ｂ」に基づく試験を行い、給水後１時間の漏水量が 300ml以下であること。
＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.7.2「止水試験Ｂ」＞

3) 浴槽排水栓は、「止水試験Ｃ」に基づく試験を行い、閉栓後１時間の漏水量が 300ml以下であること。
＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.7.3「止水試験Ｃ」＞

l) 浴槽グリップ部からの漏水
浴槽にグリップを設置する場合は、グリップと浴槽本体との接続部から漏水のない構造であること。

m) 出入口扉の開閉操作
出入口扉は円滑に開閉できること。

n) 長寿社会対応浴室ユニットの広さ
ユニットの広さは、表―６のいずれかに適合すること。

表－６　ユニットの広さ

ユニットの広さ	備考
短辺が内法寸法で1,400㎜以上で、かつ面積が内法寸法で2.5㎡以上	品確法等級５及び４に対応
短辺が戸建てにあっては、内法寸法で1,300㎜以上、共同住宅にあっては内法寸法で1.200㎜以上 面積が戸建ての住宅にあっては内法寸法で2.0㎡以上、共同住宅にあっては内法寸法で1.8㎡以上	品確法等級３に対応

o) 長寿社会対応浴室ユニット手すり
ユニットに手すりを設置する箇所は、表―７のいずれかに適合すること。

表－７　手すりの設置箇所

手すりの設置箇所	備考
浴室出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持及び洗い場の立ち座りのための手すりを設置	品確法等級５に対応
浴槽出入りのための手すりを設置	品確法等級４及び３に対応

p) 浴槽水溢れに対する扉部分の耐漏水性能
浴槽水溢れに対する扉の水密性能は「浴槽水溢れに対する扉の水密性試験」に基づく試験を行い 40L の水を５秒間かけて溢れさせたときに出入口扉から脱衣室の床面へ漏水のないこと。
＜試験：BLT BU-04「浴槽水溢れに対する扉の水密性試験」＞

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 壁及び選択構成部品の鏡の耐衝撃

壁及び選択構成部品の鏡の耐衝撃は、「壁の衝撃試験」に基づく試験を行い、壁に、総質量147N の砂袋の衝撃を加え、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、目地のはく離が生じないこと。また、選択構成部品の鏡は、同様の衝撃を加え、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないこと。

＜試験：BLT BU-05「壁の衝撃試験」＞

b) 壁のたわみ

壁のたわみは、「壁に対するたわみ」に基づく試験を行い、壁の中央部に、 98.07N の水平荷重を加え、最大変形量が７mm 以下であること。

＜試験：JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の 8.3 a)「壁に対するたわみ」＞

c) 床及び浴槽の耐衝撃

床及び浴槽の耐衝撃性は、「床の衝撃試験」に基づく試験を行い、洗い場及び浴槽底部に、総質量 68.6N の砂袋の落下衝撃を加え、変形、ひび割れ、破損が生じないこと。

＜試験：BLT BU-06「床の衝撃試験」＞

d) 床の耐鉛直荷重

床の耐鉛直荷重は、「床の静荷重試験」に基づく試験を行い、洗い場中央部は、浴槽に荷重をかけ、かつ洗い場に質量 980N のおもりを載せ、１時間後の洗い場の変形量が 3mm 以下であること。また、ひび割れ、破損、目地の剥離等が生じないこと。

＜試験：BLT BU-07「床の静荷重試験」＞

e) 手すり、手すり取付部及び壁パネルの耐水平・鉛直荷重

手すり、手すり取付部及び壁パネルの耐水平・鉛直荷重は、「手すりの水平・鉛直荷重試験」に基づく試験を行い、手すり(選択構成部品)、手すり取付部及び壁パネルに、590Ｎの水平・鉛直荷重を加えた時、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、がたつきが生じないこと。また、手すり取付部への散水試験により、水が外部へ漏れないこと。

＜試験：BLT RW-04「動作補助手すりの手すりの水平・鉛直荷重試験」＞

f) 手すりの変形

手すりの変形は、「動作補助手すりの変形試験」に基づく試験を行い、手すり中央部に 590Ｎの荷重をかけ、除荷後の残留変形量がスパンＬの 1／500 以下であること。

＜試験：BLT RW-05「動作補助手すりの変形試験」＞

g) 浴槽の満水時の変形

浴槽の満水時の変形は、「満水時の変形試験」に基づく試験を行い、浴槽に水を満たし、変位量が２mm以下であること。

＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.2「満水時の変形試験」＞

h) 浴槽底面の耐衝撃（人体による衝撃）

浴槽底面の耐衝撃は、「砂袋衝撃試験」に基づく試験を行い、質量 68.6N の砂袋を１ｍの高さから自由落下させ、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと。

＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.3「砂袋衝撃試験」＞

i) 浴槽底面の耐衝撃（化粧瓶等の落下による衝撃）

浴槽底面の耐衝撃は、「落球衝撃試験」に基づく試験を行い、質量 1.09N の鋼球を２ｍの高さから落下させ、表面のひび割れ、はく離が生じないこと。

＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.4「落球衝撃試験」＞

j) 浴槽底面の耐載荷

浴槽底面の耐載荷は、「底面の載荷試験」に基づく試験を行い、底面中央部に 1470N の荷重を３分間加え、荷重を除去後に、表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと。

＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.6 a)「底面の載荷試験」＞

k) 浴槽上縁面の耐載荷

浴槽上縁面は、「上縁面の載荷試験」に基づく試験を行い、除荷後に表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離がないこと。

＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.6 b)「上縁面の載荷試験」＞

l) 浴槽排水器具の耐引張力

ゴム栓を使用した浴槽排水器具の場合は、「排水器具の引張試験」に基づく試験を行い、接続リング、鎖、鎖取付金具、鎖取付金具の取付部に変形が生じないこと。

＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.17「排水器具の引張強さ試験」＞

m) 浴槽グリップ部の強度

グリップを設置する場合のグリップは、浴槽本体に堅固に取り付けられていること。

n) 浴槽エプロン面の変形

浴槽にエプロンがある場合は、「エプロン面の変形試験」に基づく試験を行い、中心の側方 30 ㎜の測定点の変形量が 10 ㎜以下であること。

＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.1「エプロン面の変形試験」＞

o) 塗装タイプの化粧板及びＦＲＰ板の硬さ

1) 塗装タイプの化粧板の場合は、「硬さ試験（鉛筆ひっかき試験)」に基づく試験を行い、ユニットの試験片を５回鉛筆でひっかいた時、すり傷発生が２回未満となる鉛筆の硬度がＨＢ以上であること。

＜試験：BLT BU-08「硬さ試験（鉛筆ひっかき試験）―塗装タイプの化粧板」＞

2) ＦＲＰ板の場合は、「硬さ試験（バーコル硬度）－ＦＲＰ板」に基づく試験を行い、ユニット試験片のバーコル硬度が 30 以上であること。

＜試験：BLT BU-09「硬さ試験（バーコル硬度）―ＦＲＰ板」＞

p) 各種化粧板の密着性

各種化粧板の場合は、「密着性試験－各種化粧板」に基づく試験を行い、セロハン粘着テープをユニット試験片に接着させ、それを引き剥がしたとき、試験片の表面層のはがれがないこと。

＜試験：BLT BU-10「密着性試験―各種化粧板」＞

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形、加工上の安全性

ユニット各部の形、加工状態は、人体に対して安全であること。なお、見えがかり箇所は、ばり、めくれ、ガラス繊維の露出、又は鋭利な突起物がないこと。

b) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口の段差

ユニットの出入口の内側の段差は、表―８のいずれかに適合すること。

表－８　出入口の段差

出入口の段差	備考
出入口の段差は５㎜以下（製作寸法と実寸法の公差を含む。）	品確法等級５に対応
出入口の段差は20㎜以下の単純段差	品確法等級４に対応

c) 洗い場内でのすべりにくさ

洗い場の床は、「陶磁器質タイル試験方法―第 12 部：耐滑り性試験方法」若しくは「洗い場床動摩擦（転倒リスク度）試験」に基づく試験のいずれかを行い、表―９のいずれかの基準値を満たすこと。

表―９　洗い場内のすべりにくさ

	基準値
JIS A1509-12：2008	0.6 以上
BLT BU-11	0.08 以上

＜試験：JIS A1509-12：2008「陶磁器質タイル試験方法―第 12 部：耐滑り性試験方法」＞
＜試験：BLT BU-11「洗い場床動摩擦（転倒リスク度）試験」＞

d) 浴槽内でのすべりにくさ
浴槽内は、すべることが軽減されるような利用方法、浴槽内のハンドグリップの設置、浴槽底面の工夫など、安全性、利便性を考慮した考え方を明確にすること。

e) 洗い場内での転びにくさ
洗い場全体に使用者がバランスを崩すような傾斜がないこと。

f) 構成部品の落下防止
構成部品の落下により使用者が怪我をするおそれがあるもの（例；天井点検口のふた、鏡）は、落下防止の対策がされていること。

g) 出入口扉のガラスの破損防止
出入口扉にガラスを使用する場合は、使用者が転倒したときなどに破損のおそれがないこと。
＜例示仕様＞
建設省建築指導課長通達『「ガラスを用いた開口部の安全設計指針」について』（昭和６１年５月３１日付け建設省住指発第１１６号、同１１７号）に基づいた措置が施されていること。

h) 出入口扉の構造
出入口扉は、緊急時に外から開くことが可能な構造で、内締まり錠の場合は、外からの開錠が可能であること。

i) 電気器具・配線の電気的安全
電気器具・配線は、電気的安全を有するものであること。
＜例示仕様＞

1) 照明器具、電線管用ボックス、電線ケーブルの仕様は、電気用品安全法に基づく「電気用品の技術基準」によること。

2) 照明器具は、原則として口出し線（白熱灯器具の場合は、耐熱電線仕様のこと）又は電源電線を直接接続する端子を設けること。なお、口出し線を用いる場合は、電線管用ボックスを必ず設けること。また、白熱灯器具に端子を設ける場合は、端子に直接電線を接続した状態で充電部が露出しない構造とすること。

3) 口出し線及び接続端子に接続するケーブルは、JIS C 3342:2000（600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV））に定める VVF または JIS C 3605：2002（600V ポリエチレンケーブル）に定める EEF（/F）並びに CEF（/F）とすること。

4) ボックス又は照明器具を金属製とする場合は、接地が施せること。

5) 電線が金属部を貫通する場合は、直接触れないよう措置してあること。

j) 電気設備の絶縁抵抗力及び絶縁耐力

1) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗値は、第三者性を有する機関等により「電気絶縁試験」に基づく試験を行い、１ＭΩ以上であること。
＜試験：JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の 8.7 a)「絶縁抵抗」＞

2) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との絶縁耐力は、第三者性を有する機関等による「電気絶縁試験」に基づく試験を行い、連続して１分間耐えること。
＜試験：JIS A 4416:2005 の 8.7 b)「絶縁耐力」＞

3) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間において、第三者性を有する機関等による「電気絶縁試験」に基づく試験を行い、耐湿絶縁抵抗値は１ＭΩ以上であること。
＜試験：JIS A 4416:2005 の 8.7 c)「耐湿絶縁」＞

k) 照明器具のグローブ
照明器具のグローブは、通常の使用状態で変形、破損、ひび割れ、焦げつきが生じないこと。

l) 浴槽排水の溢水防止
洗い場は、浴槽排水時に排水トラップ目皿のつまり等があっても溢水しないものであること。
＜例示仕様＞
いずれかの措置が講じられていること。

1) 浴槽排水を洗い場排水トラップ等に接続する。

2) 浴槽から防水床パンに直接排水し、次式のパン容量を有している。
パン容量 ≧ 使用可能浴槽満水量 × ０．７

m) 浴槽ふたの安全性
浴槽ふたは、製品安全協会が定める「プラスチック浴槽ふたの認定基準及び基準確認方法」の「４．安全性品質」のうち、「3.被覆材の透水性」、「4.心材用合板の耐水性」、「5.曲げたわみ等」、「6.すべり抵抗」、「7.落下衝撃」及び「8.耐熱性」に基づく試験を行い、所定の性能を満たすこと。
＜試験：CPSA0017:1981「プラスチック浴槽ふたの認定基準及び基準確認方法」＞

n) 長寿社会対応浴室ユニットの安全性

1) 緊急時の救出
出入口扉は、緊急時に外から救出が可能な構造であること。

2) 出入口扉の取手並びに手すりのレール
出入口扉の取手並びに手すりのレールは、握り易いこと。
＜例示仕様＞
手すりのレールは、直径 28㎜ 以上 35㎜ 以下であること。

3) 浴槽のまたぎ部分
浴槽のまたぎ部分は、出入りが安全にできるものであること。
＜例示仕様＞
洗い場からの浴槽の縁の高さは、300㎜ 以上 500㎜ 以下とすること。

4) 浴槽の腰掛けスペース
浴槽の腰かけスペースを設ける場合は、安全に浴槽に出入りができること、座位の保持ができること、あるいは、手すりの位置や長さなどを考慮することなど、安全性、利便性を考慮した考え方を明確にすること。

5) 手すりや浴槽の縁の認識のしやすさ
手すりや浴槽の縁は、認識のしやすいものであること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 排水トラップ
排水トラップは、排水管内の臭気や害虫が浴室内に入り込まないものであること。
＜例示仕様＞

1) 排水トラップは、二重トラップとならないように設けること。

2) 水封式排水トラップの封水深は、50㎜ 以上とする。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

a) ユニット内に燃焼器具が設置できるものは、関連法規等に基づく仕様で構成できること。

1.3 耐久性の確保

a) 壁・天井構成部品の交換

壁・天井構成部品は、浴室内部から交換ができること。

＜試験：BLT BU-12「壁・天井構成部品の交換試験」＞

b) 化粧金属板、ステンレス板の耐食性

化粧金属板又はステンレス板の場合は、「塩水噴霧試験」に基づく試験を行い、傷の両側３mm 以外の部分の割れ、はがれ、錆が生じないこと。

＜試験：BLT BU-13「耐食性試験―化粧金属板、ステンレス板」＞

c) ＦＲＰ板の耐酸性

ＦＲＰ板の場合は、「耐酸性試験－ＦＲＰ板」に基づく試験を行い、３％塩酸を約１ｍｌ滴下して１時間放置し、水で洗浄した後、表面の 10 ヶ所のバーコル硬度の平均値が 30 以上で、かつ表面にひび割れ、ふくれが生じないこと。

＜試験：BLT BU-14「耐酸性試験―ＦＲＰ板」＞

d) ＦＲＰ板の耐アルカリ性

ＦＲＰ板の場合は、「耐アルカリ性試験－ＦＲＰ板」に基づく試験を行い、５％水酸化ナトリウム溶液を約１ｍｌ滴下して１時間放置し、水で洗浄した後、表面の 10 ヶ所のバーコル硬度の平均値が 30 以上で、かつ表面にひび割れ、ふくれが生じないこと。

＜試験：BLT BU-15「耐アルカリ性試験―ＦＲＰ板」＞

e) 鋼材、アルミ材の耐久性

鋼材、アルミ材の場合は、防錆、防食の処理を施したものであること。

f) 木材の耐久性

1) 木材の場合は、防腐、防蟻の処理を施したものであること。

2) 木材の場合は、割れ、狂いが生じないものであること。

g) その他の材料の耐久性

その他の材料の場合は、耐酸性、耐アルカリ性を有し、防錆、防食の処理を施すなど耐久性を有するものであること。

h) 配管の材料

配管は、耐久性を有する材料のものであること。なお、ここでいう耐久性を有する材料とは、以下の仕様規定によるもの、又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

＜例示仕様＞

1) 排水管

① WSP032:1984（排水用タールエポキシ塗装鋼管）

② JIS K 6741:2007（硬質塩化ビニル管）に定めるＶＰ

2) 給水管

① JWWA K 116:1996（硬質塩化ビニルライニング鋼管）

② JIS K 6742:2004（水道用硬質塩化ビニル管）

③ JIS H 3300:2012（銅及び銅合金継目無管）に定める C1220T

④ JIS K 6769:2004（架橋ポリエチレン管）

⑤ JIS K 6778:2004（ポリブテン管）

3) 給湯管

① JIS H 3300:2012（銅及び銅合金継目無管）に定める C1220T

② JIS K 6769:2004（架橋ポリエチレン管）

③ JIS K 6778:2004（ポリブテン管）

i) 浴槽の耐久性

浴槽は、「煮沸試験」に基づく試験を行い、表面の変形、ひび割れ、泡、錆、保温材のふくれ・はく離、著しい変退色が生じないこと。

＜試験：JIS A 1718: 2011 の 5.5「煮沸試験」＞

j) 浴槽の耐酸性[ＦＲＰ浴槽の場合]

浴槽の表面は、「浴槽の耐酸性試験」に基づく試験を行い、３％塩酸を約１ｍｌ滴下して１時間放置し、水で洗浄した後、表面の 10 ヶ所のバーコル硬度の平均値が 30 以上で、かつ表面にひび割れ、ふくれが生じないこと。

＜試験：BLT BU-16「浴槽の耐酸性試験」＞

k) 浴槽の耐アルカリ性[ＦＲＰ浴槽の場合]

浴槽の表面は、「浴槽の耐アルカリ性試験」に基づく試験を行い、５％水酸化ナトリウム溶液を約１ｍｌ滴下して１時間放置し、水で洗浄した後、表面の 10 ヶ所のバーコル硬度の平均値が 30 以上で、かつ表面にひび割れ、ふくれが生じないこと。

＜試験：BLT BU-17「浴槽の耐アルカリ性試験」＞

l) 浴槽の汚染回復

浴槽の汚染回復率は、「汚染試験」に基づく試験を行い、平均値が 85%以上であること。

＜試験：JIS A 1718:2011 の 5.8「汚染試験」＞

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 浴室ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。

b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。

b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。

c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。

d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること

2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。

e) 製造時の環境汚染を防止していること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 梱包材料の使用量を削減していること。

b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。

c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。

d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。

e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) エネルギーの消費量が削減できること。

b) 水の消費量が削減できること。

c) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。

b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 材料ごとの分離が容易であること。

2) 再資源化が容易な材料を使用していること。

3) 種類ごとに材料名の表示があること。

4) 再資源化を実施していること。

b) 廃棄時に汚染を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a)又は b)により生産管理が行われていること。

a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。

b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

① 工場の概要

ⅰ） 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等

ⅱ） 工場の従業員数

ⅲ） 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

② 作業工程

ⅰ） 工程（作業）フロー

2) 品質管理

次の掲げる方法により品質管理が行われていること。

① 製造・加工・検査の方法

当該製品の製造設備、加工設備、検査設備及び検査方法が規定されている場合は、当該設備及び方法により製造、加工及び検査が行われていること。

② 社内規格の整備

次に掲げる事項について、社内規格、作業手順書、作業指示書等（以下、「社内規格等」という。）が整備され、適切に運用されていること。

a. 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に関する事項

b. 購買品（原材料を含む）の管理に関する事項

c. 工程(作業)ごとの管理項目及びその管理方法､及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

d. 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項

e. 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項

f. 苦情処理に関する事項

③ 工程の管理

a. 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。

b. 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置､工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。

c. 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理

製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格等に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。

⑤ 外注管理

外注管理が社内規格等に基づいて適切に行われていること。

⑥ 苦情処理

苦情処理が社内規格等に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

⑦ 品質保持に必要な技術的生産条件の確保

a. 品質管理が計画的に実施されていること。

b. 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。

c. 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書
無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間
無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 貯水機能の瑕疵　　５年

2) 1)以外の部分又は機能　２年

免責事項

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書に基づかない施工、専門業者以外による移動・分解などに起因する不具合

4 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象

5 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

6 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合

7 火災・爆発事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

8 消耗部品の消耗に起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

a) 一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。

b) 将来の製品や取替パーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。

c) 定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。

d) 排水トラップは、清掃が可能な措置が講じられたものであること。

e) 部品部材は、据付後もユニット内部から容易に修理等が可能であること。

f) 手すりは、浴槽の交換時に妨げにならないような位置に取り付けられていること。

g) 天井点検口及び選択構成部品の壁点検口は、点検作業が行いやすいような位置、大きさであること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品において、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

1) 部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。

2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は部品の設計耐用年数を設定していること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としている

こと。

2.2.4　確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1　相談窓口の整備

a)　消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b)　消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2　維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、次の内容を明確にしていること。

a)　メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。

b)　メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

c)　有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

d)　緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3　維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3　適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

a)　少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。

1)　内法寸法(幅×奥行×高さ)

2)　脚位置

3)　給水・給湯・排水管接続位置

4)　天井点検口位置

5)　出入口扉枠寸法

6)　ユニットの基準面寸法

7)　ユニットの基準面内に給水、給湯等の配管の立ち上がり部分のスペース、換気ダクトスペース等を含まない場合は、配管の立ち上がりスペース等の必要寸法

b)　設置する躯体床面の不陸対応

ユニットは、躯体床面の不陸に対しユニットの水平を確保するために、アジャスターボルト等により±10㎜以上の調整ができること。

c)　照明器具コード

照明器具コードの長さは３ｍとし、JEAC8001-1995（内線規程）の「160-1 屋内配線の中性線及び接地側電線の標識」により色分けすること。

2.3.2　適切な施工方法・納まり等の確保

a)　施工の範囲及び手順

1)　浴槽の床への据え付け

2)　給湯機の風呂アダプター取付のための穴開け

b) 施工上の留意事項等

1) 躯体床面の不陸に対する、アジャスターボルト等による調整方法

c) 関連工事の留意事項

1) 当該部品の組立・設置と、関連工事の施工者等が行う設置前及び設置後の建築・設備工事等の区分の明示

2) 現場での据置・取付手順、特殊工具、留意点

3) 下地の確認、取付後の検査及び仕上げ

d) 品質保証に関する事項

1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2) 保険の付保に関する事項

① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a) 内法寸法(幅×奥行×高さ)

b) 天井点検口位置

c) 出入口の有効な幅員

d) 材質

e) 色

f) 浴槽容量

g) 質量

h) 手すりの設置位置（長寿社会対応浴室ユニット）

i) 出入口の段差寸法（長寿社会対応浴室ユニット）

j) 浴槽のまたぎ高さ（長寿社会対応浴室ユニット）

3.2 使用に関する情報提供

a) 次の使用に関する情報が､わかりやすく表現されている取扱説明書により､提供されること。

1) 誤使用防止のための指示・警告

2) 事故防止のための指示・警告

3) 製品の使用方法

4) 使用者が維持管理するべき内容

5) 日常の点検方法

6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法

7) 製品に関する問い合わせ先

8) 消費者相談窓口

b) 入浴時の溢れ水対策として次の対策をとっていること

ⅰ）浴槽に目安となる湯張り位置または入浴時の注意をラベルで表記。

ⅱ）取扱説明書等で標準的な湯張り量及び入浴時の注意について明記。

c) 無償修理保証の対象及び期間を記載したわかりやすく表現された保証書又はこれに相当するものが、所有者に提供されること。

d) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

e) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。

f) 照明に白熱灯器具を使用する場合は、電球ワット制限が表示されていること。

3.3 維持管理に関する情報提供

次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容

d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

b) 次の品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2) 保険の付保に関する事項

① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

② 施工説明書等で示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記の保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を追う際には保険金の請求が出来ることが明記されていること。

Ⅲ．附　則

１．この評価基準（浴室ユニット　ＢＬＥ　ＢＵ：２０１２）は、２０１２年１２月２１日から施行する。

２．この評価基準の施行に伴い、改正前の評価基準（浴室ユニット　ＢＬＥ　ＢＵ：２００９）

は廃止する。

３．この評価基準の施行の日に、既に改正前の評価基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この評価基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の評価基準を適用しないものとする。

４．この評価基準の施行の日以前に、既に改正前の評価基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（３．により施工の日以後に改正前の評価基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る評価基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該評価基準を適用する。

優良住宅部品評価基準（浴室ユニット）

解　説

この解説は、「優良住宅部品評価基準（浴室ユニット）」の制定内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

1．認定性能の規定化と充実

1) 配管接続金具の構成別の変更

構成一覧のうち、配管接続金具の構成別を必須構成部品からセットフリー部品に変更。

今回の配管接続金具の変更に伴い、施工範囲の表形式の変更をした。

2) 浴槽及び浴槽ふたの保温

保温試験方法について当該JIS規格を引用することとし試験内容に合わせた表現に文言を変更した。

3) すべりについて

すべりに関して基準をクリアすれば滑らないといった認識は誤解を招くため注意が必要となる。ここで表示するものは、あくまでも最低規格を表示するものである。また、すべらないことは、感触や汚れやすさに（ぬめり等）に影響が生じるため配慮が必要である。

a) 洗い場内のすべりについて

洗い場内のすべりの試験方法についてJIS A1509-12：2008「陶磁器質タイル試験方法―第12部：耐滑り性試験方法」とBLT BU-14「洗い場床動摩擦（転倒リスク度）試験」を引用することとし、どちらかの基準を満たすことを条件とした。JIS規格における試験方法は、静止摩擦の視点を考慮したものであり、BLT試験は、動摩擦の視点を考慮したものである。通常、転倒をする場合は動摩擦がかかるためBLT試験は必要な見解であると考えられる。しかし、一般的な当該JIS規格に対しBLT試験は未だ一般的な試験ではないため今後の展開を期待する。

なお、JIS A1509-12：2008「陶磁器質タイル試験方法―第12部：耐滑り性試験方法」の試験について日本建築学会の材料施工小委員会内外装工事運営委員会傘下の常設委員会として床工事WGが開催されており当該JIS規格においての推奨値を「床の性能評価方法の概要と性能の推奨値」としてまとめられていることから、これを参考とし基準値の設定を行った。

また、BLT BU-14「洗い場床動摩擦（転倒リスク度）試験」基準値は、JIS A1509-12：2008の試験との相関関係を調査し評価対象となる必要な範囲において相関関係が確認されたため当該JIS規格における相当値を設定した。この試験における標準的な動摩擦係数推奨値は、0.1以上（転倒リスク度50%以下）であり、長寿社会対応を考慮する場合は、動摩擦係数最小値0.2以上（転倒リスク度10%以下）とすることが望ましい。しかしながら、上記にも記載のあるように、すべりの性能を優先することによって、感触や汚れやすさに影響が生じるため転倒リスクを念頭に置いた参考値とされたい。

b) 浴槽内のすべりについて

浴槽内のすべりについて、設計コンセプト等によって考慮された旨を明確にすること。

4) 腰かけスペースについて

腰かけスペースについて規定化を試みたが寸法など規定を行うことは、設計の自由度を狭めることが懸念された。腰かけスペースの推奨としては 150φ～200φとされているため、評価の際には参考数値とすることが望ましい。

また、腰かけスペースを設ける場合は、立って跨ぐ時の動作や座って跨ぐ時の動作を考慮してスペースが邪魔にならないための配慮が必要であり、コンセプトや見解を明確にする必要がある。

Ⅱ　要求事項の根拠

優良住宅部品評価基準（浴室ユニット）の解説を参照。

Ⅲ　その他

１．材料・仕上げについて

(1) 材料に化粧金属板を使用する場合、裏面の補強は普通石こうボード等でよいが、できる限り木口の処理をすること。

(2) 木材を使用する場合、防腐、防蟻の処理剤の確認が容易なよう、できる限り着色を施すこと。

(3) 天井点検口、照明器具、手すり・アクセサリー類の取付用補強木材についても、できる限り防腐処理をすること。

２．各構成部品について

(1) 床、壁及び天井

a) 接合部のシーリング材の使い方については、日本農林規格（ＪＡＳ）等の該当項目を参考とすること。例えば、シリコンシーリングの場合、プライマーを使用し、２面接着の構造でバックアップ材を用いるといったことなどである。

b) 防水床パン容量については、短期の防水能力を有していれば十分と考え、防水性能の期待できるドア下枠等を含めて容量を算定してよいこととする。

(2) 出入口扉

出入口扉の扉枠の内法幅寸法は既製の浴室ドアの寸法等を勘案して550㎜以上と規定しているが、実際は600㎜以上が望ましい。

(3) 照明器具

a) 器具本体は、容易に取り替えられるように埋込みナット等に器具をねじ止めする方法とすることが望ましい。

b) 口出し線及び接続端子に接続するケーブルは、従来ケーブルであるＶＶＦを仕様規定として定めているが、燃やしたり廃却しても塩化水素やダイオキシンなど有害ガスや物質を出さないエコ電線を使用することが望ましい。

(4) タオル掛

折戸タイプの出入口扉の引手をタオル掛として併用させているものについては、必須構成部品でいうタオル掛には含まれず、別途タオル掛を設ける必要がある。

(5) 鏡

a) 鏡の強度については、「壁の衝撃試験」により、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないこととなっているが、万一のために、飛散防止の対策を施すことが望ましい。

b) 鏡の取付については、出入口扉の開閉等による壁の振動、たわみ等で落下しないよう

配慮された金具並びに取付方法とする必要がある。

３．長寿社会対応浴室ユニットについて

(1) 浴室内の各部は、ユーザーが転倒した際の安全性を考慮し、突起物等がなく、各部位の角もできるだけ曲率半径が大きいことが望ましい。

(2) 浴槽への出入りが容易で安全に行えるように、浴槽に腰掛けスペースを設け、かつ浴槽の底にはすべり防止の措置がなされていることが望ましい。

(3) 石鹸等による転倒を防止するため、入浴道具等の置場を設けることが望ましい。

(4) シャワー付の湯水混合水栓は、火傷防止のためサーモミキシング式とすることが望ましい。

(5) 住宅の設計者への情報のため、トラップの排水口芯と出入口扉下枠との垂直距離が設計者のための図面集などに明記されていることが望ましい。

(6) 浴室ユニット内の照度について、基礎基準では、浴室内の規定する５点の平均照度が75 lx以上と規定しているが、視力が低下した高齢者にとっては、200 lx程度の照度が必要だといわれており、照度を高くする必要がある。ただし、一方でまぶしすぎないようにする配慮も必要である。

(7) 長寿社会対応住宅設計指針では、浴室の出入口は20㎜以下の「単純段差」とすると規定されているが、浴室ユニットの出入口下枠と脱衣室側との高低差が３㎜以上ある場合は段差とみなされ、「またぎ段差」となってしまうため、当該段差ができるだけ生じないように浴室ユニット側での配慮はしておく必要がある。

４．基準改正の履歴

【2009 年 7 月 31 日公表・施行】

(1) 施工に関する情報提供で工事区分を明確にする旨を追加

現状の施工説明書等においては、浴室ユニットの組立・設置と関連工事において施工者の資格等が必要な電気、給排水等の工事に関して明確に書き分けられていなかったことから、施工説明書等で部品供給者が行う組立・設置と関連工事の施工者が行う工事を明確に書き分けて記載する旨の規定を関連工事の留意事項に追加する。

【2009 年 3 月 31 日公表・施行】

(1) 安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

認定基準及び評価基準において要求する性能のうち、当該性能に支障があった場合に、使用者の生命に係る又は重篤な怪我をするなど、特に使用者の安全に係る要求項目の試験については、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求することとした。

当該品目においては、電気設備の絶縁抵抗試験、電気設備の絶縁耐力試験、電気設備の耐湿絶縁試験をその対象とした。

なお、今回の改正は認定基準における変更はなく、評価基準において改正を行った。

【2008 年 10 月 1 日公表・施行】（一部改正）

(1) 附則の追記

既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は、旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2007 年 11 月 30 日公表・施行】

(1) 構成部品の湯水混合水栓に対する要求性能の変更

構成部品としている湯水混合水栓の要求性能については、「優良住宅部品認定基準（湯水

混合水栓）による」としていたが、優良住宅部品としての単体での湯水混合水栓の廃止に伴い、JIS B 2061:2006（給水栓）を引用して規定した。

(2) 浴槽水溢れに対する耐漏水性能

a) 浴槽水溢れに対する扉部分の耐漏水性能の規定化

入浴時の溢れ水による脱衣室への漏水を防ぐ為の試験である。出入り口段差が20㎜以下の浴室ユニットを対象とする。浴槽に満水状態で入浴することは一般的な使用方法とは考えにくいため除外（＊満水時には、経済的要因から入浴する前に浴槽の水を使用したり、あるいは洗面器等に貯めおくことが考えられるため）し、うっかりミスによる入浴行動パターンを対象とした（意識的に溢れさせる入浴行動パターンは浴室の基本構造上、除外した。）。

試験方法の根拠は、成人男性の90％の体重が79.87kg以下であり（（社）人間生活工学研究センター「日本人の人体計測データー」（社）日本建築学会「建築設計資料集成」より算出）、浴槽内に立った状態から首を出して浴槽に浸かることから、人体の体重比（体積比）：頭部（８％）＋膝下（16％）を差し引いた76％の60.7kg分が入浴時に浸かる。また、人体の体重比は0.97～1.03であるので1.0とし、体重に該当する体積は60.7L（≒60L）と想定した。より一般的な使用方法を意識し、浴槽を満水状態にしての使用は考えにくく満水状態より20L程度減らした水量（＊を20Ｌと想定）から入浴し人体の体積にあたる60Lが浸かることと想定した。なお、試験のバラツキを抑えることから浴槽を満水状態とし浴槽に人体の体積にあたる40Lが浸かることと置き換えた。入浴時間については、うっかりミスで入浴することを考慮し、入浴の実験結果より５秒が妥当と判断した。

b) 浴槽水溢れに対する情報提供

入浴時の溢れ水による脱衣室への漏水を防ぐための注意喚起する旨を、浴槽及び取扱説明書にて明示することとした。なお、溢れ水による漏水は、初回入浴時に起こることが多く、主にそれを防ぐことが目的であることから、浴槽に貼るラベルについては、入居者が確認した後、はがせるものでもよいこととする。溢れ水を少なくすることにより水資源の消費を押さえる事にもつながる。

【2006 年 10 月 16 日公表・施行】

(1) 認定基準の性能規定化と充実

a) 出入口の有効開口等の表現の統一

出入口の幅に関する表現が複数使用されていたため、住宅性能表示制度の日本住宅性能表示基準・評価方法基準の用語を参考に「出入口の有効な幅員」として用語を統一した。

b) 構成部品から「すのこ」を削除

出入口と床面の段差解消用の「すのこ」を選択構成部品としていたが、滑りやすい事、清掃が困難である事、出入口と床面の段差解消を行った浴室ユニットも普及してきた事等から構成部品より削除した。

c) 扉枠の表現の明確化

「ドア開口部の下端のシール部」を「出入口扉枠下端と床のシール部」、「ドア枠寸法」を「出入口扉枠寸法」とし、表現の統一及び部位を明確にした。

(2) 材料・仕上げについて

a) 材料に化粧金属板を使用する場合、裏面の補強は普通石こうボード等でよいが、できる限り木口の処理をすること。

b) 木材を使用する場合、防腐、防蟻の処理剤の確認が容易なよう、できる限り着色を施すこ

と。

c）天井点検口、照明器具、手すり・アクセサリー類の取付用補強木材についても、できる限り防腐処理をすること。

(3) 各構成部品について

a）床、壁及び天井

ⅰ）接合部のシーリング材の使い方については、日本農林規格（ＪＡＳ）等の該当項目を参考とすること。例えば、シリコンシーリングの場合、プライマーを使用し、２面接着の構造でバックアップ材を用いるといったことなどである。

ⅱ）防水床パン容量については、短期の防水能力を有していれば十分と考え、防水性能の期待できるドア下枠等を含めて容量を算定してよいこととする。

b）出入口扉

出入口扉の扉枠の内法幅寸法は既製の浴室ドアの寸法等を勘案して 550㎜ 以上と規定しているが、実際は 600㎜ 以上が望ましい。

c）照明器具

ⅰ）器具本体は、容易に取り替えられるように埋込みナット等に器具をねじ止めする方法とすることが望ましい。

ⅱ）口出し線及び接続端子に接続するケーブルは、従来ケーブルであるＶＶＦを仕様規定として定めているが、燃やしたり廃却しても塩化水素やダイオキシンなど有害ガスや物質を出さないエコ電線を使用することが望ましい。

d)タオル掛

折戸タイプの出入口扉の引手をタオル掛として併用させているものについては、必須構成部品でいうタオル掛には含まれず、別途タオル掛を設ける必要がある。

e）鏡

ⅰ）鏡の強度については、「壁の衝撃試験」により、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないこととなっているが、万一のために、飛散防止の対策を施すことが望ましい。

ⅱ）鏡の取付については、出入口扉の開閉等による壁の振動、たわみ等で落下しないよう配慮された金具並びに取付方法とする必要がある。

(4) 長寿社会対応浴室ユニットについて

a）浴室内の各部は、ユーザーが転倒した際の安全性を考慮し、突起物等がなく、各部位の角もできるだけ曲率半径が大きいことが望ましい。

b）浴槽への出入りが容易で安全に行えるように、浴槽に腰掛けスペースを設け、かつ浴槽の底にはすべり防止の措置がなされていることが望ましい。

c）石鹸等による転倒を防止するため、入浴道具等の置場を設けることが望ましい。

d）シャワー付の湯水混合水栓は、火傷防止のためサーモミキシング式とすることが望ましい。

e）住宅の設計者への情報のため、トラップの排水口芯と出入口扉下枠との垂直距離が設計者のための図面集などに明記されていることが望ましい。

f）浴室ユニット内の照度について、基礎基準では、浴室内の規定する５点の平均照度が75 lx以上と規定しているが、視力が低下した高齢者にとっては、200 lx程度の照度が必要だといわれており、照度を高くする必要がある。ただし、一方でまぶしすぎないようにする配慮も必要である。

g）長寿社会対応住宅設計指針では、浴室の出入口は20㎜以下の「単純段差」とすると規定されているが、浴室ユニットの出入口下枠と脱衣室側との高低差が３㎜以上ある場合は段

差とみなされ、「またぎ段差」となってしまうため、当該段差ができるだけ生じないように浴室ユニット側での配慮はしておく必要がある。

【2005 年 12 月 28 日公表・施行】

(1)認定基準の性能規定化と充実

認定基準等作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

a) 認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

b) 認定基準の充実

ⅰ) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加

改正前の浴室ユニット認定基準においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

ⅱ) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

イ．維持管理体制の充実

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため､維持管理のための体制に関する基準を充実した。

ロ．消費者等への情報提供

ＢＬ部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

(2) 標準的評価方法基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である標準的評価方法基準を制定した。制定にあたっては、原則として従来の認定基準の評価方法とした。

(3) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口の段差の性能に関する規定の変更

長寿社会対応浴室ユニットの出入口の段差は、住宅性能表示制度及び同制度に基づく評価方法基準で定める①等級 4 の「20㎜以下の単純段差」、又は②等級 3 の「浴室内外の高低差が 120㎜以下、またぎ高さが 180㎜以下とし、かつ手すりを設置すること」としてきたが、多くの製品が①の性能を満たしているので、②の性能を基準から除外した。

(4) 長寿社会対応浴室ユニットの等級表示の表現の適正化

長寿社会対応浴室ユニットは、現行基準において、住宅性能表示制度及び評価方法基準に基づく等級表示をしてきたが、当該部品を使用すれば、段差等の他の基準を満たさなくても当該等級基準を満たすと誤解を招く場合もあることから、この表現を適正なものに改めた。

(5) 照明器具のケーブルに EEF、CEF を追加

照明器具のケーブルの種類について、「JIS C 3342(600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV))に定める VVF（ビニル絶縁ビニルシースケーブル平形）」と規定してきたが、環境へ配慮し、同等以上の電気的性能を有し、広く使用されてきている、以下のケーブルを追加した。

・JIS C 3605(600V ポリエチレンケーブル)に定めるケーブルのうち、EEF（ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形)

・JIS C 3605(600V ポリエチレンケーブル)に定めるケーブルのうち、CEF（架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形)

(6) 構成部品における浴槽及び湯水混合水栓をセットフリー部品に変更

浴室ユニットの種類については、浴槽及び湯水混合水栓を選択構成部品としている場合をA型、両者を必須構成部品としている場合をB型としてきたが、近年の供給方法の実態にあわせA型、B型の種類を一本化した。

(7) 様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、基礎基準及び選択基準（推奨選択基準、標準化選択基準）の分類の廃止、項目番号の変更を行った。

【2005 年 9 月 9 日公表・施行】

(1) 施工方法の明確化等の変更

施工説明書等で支持された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを要求した。

【2004 年 12 月 1 日公表・施行】

(1) 住宅性能表示制度の評価方法基準の等級 5 に相当する出入口段差について

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」第３条第１項の規定に基づく「評価方法基準（平成13年国土交通省第1347号）」の改正に整合させるため、認定基準の一部を改正した。推奨選択基準［長寿社会対応型］として高齢者等配慮対策等級に係る出入口段差について、改正前は等級5の段差の基準を設計寸法と考え3㎜としていたが、改正後は仕上げ寸法と考え製作寸法と実寸法公差を含め5㎜以下とした。

品確法に基づく建設評価の際は、設置された部品を実際に測定するものであるため、製作寸法と実寸法の公差や施工上の誤差も含めて仕上げ寸法で５㎜以下となることが必要である。ＢＬ評価にあっては、「９．適切な施工の担保」により仕上げ寸法５㎜が担保されるものであることを確認することとなる。

【2000 年 12 月 20 日公表・施行】

(1) 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）」第３条第１項の規定に基づく「日本住宅評価方法基準（平成１２年建設省告示第1652号）」に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準に該当するよう、認定基準の一部を改正した。また、参考としてＢＬ部品が相当する等級を示した。

なお、住宅性能表示制度の評価方法基準のうち劣化対策等級(構造躯体等)、維持管理対策等級(専用配管)、高齢者等配慮対策等級(専用部分)について定めているが、浴室ユニット以外の部位についても基準を定めており、これらと併せて等級表示が可能となることから、ここで示す基準は、あくまでも住宅全体の性能を等級表示する際に有効な一部位についてのものである。

また、住宅性能表示制度に関連し、評価方法基準と整合が図られている規定については、当該規定の記述の箇所に 住宅性能表示制度関連 と記載している。この規定への適合性が第三者による試験データ等をもって評価されたＢＬ認定部品については、住宅性能表示制度において所要の性能を有する住宅部品として取り扱われることとなる。

a) 品確法評価方法基準「３．劣化の軽減に関すること」「３－１　劣化対策等級(構造躯体等)」に関して適合性評価ができるよう、基礎基準に防水上有効な措置が講じられているかを確認するための、給水・給湯管を対象とする「配管の漏れ試験」を追加した。

b) 品確法評価方法基準「４．維持管理への配慮に関すること」「４－１　維持管理対策等級(専

用配管)」に関して適合性評価ができるよう、基礎基準に清掃が可能な措置が講じられたトラップを設置することを新たに追加した。

c) 品確法評価方法基準「９．高齢者等への配慮に関すること」「９－１　高齢者等配慮対策等級（専用部分）」に関して適合性評価ができるよう、推奨選択基準に旧基準においても要求性能を規定していた、ユニットの広さ、ドアの幅員、段差についての寸法規定と手すりの設置について、住宅性能表示制度の等級との整合を図り詳細に規定した。

【2000 年 10 月 31 日公表・施行】

(1) 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴なう変更

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し10年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【1999 年 8 月 20 日公表・施行】

(1) 設置空間モデュール呼び寸法の定義の追加とそのルールの変更

旧基準では、他の品目と同様に「モデュール呼び寸法」と称していたが、浴室ユニットの場合は、部品そのものの呼び寸法ではなく、設置する空間の呼び寸法であるため、用語を「設置空間モデュール呼び寸法」とし、かつ従来 150㎜ ピッチだったものをＩＳＯ等で定めているルールに合わせ、100㎜ ピッチで整理し直した。

(2) 鏡の耐衝撃の判定基準の具体化

選択構成部品の鏡は、壁の耐衝撃と同様の試験を行い、その判定基準として、ひび割れ、破損、がたつき、脱落がないことということを具体化させた。

(3) 手すりの耐鉛直荷重の項目の追加

選択構成部品の手すりは、旧基準では耐水平荷重についてのみ確認していたが、耐鉛直荷重（耐水平荷重と同様に 588Ｎ｛60.0kgf｝）についても確認することとした。

(4) 耐湿絶縁性能の追加

電気絶縁性能を確認する項目として、浴室ユニットの場合に特に重要となってくる耐湿絶縁性能を JIS A 1711:1976（住宅用設備ユニットの電気絶縁試験方法）に基づき新たに追加した。

(5) 壁・天井構成部品の浴室内部からの補修かつ交換の規定化

旧基準では、浴室内部から修理又は交換が可能であればよいことになっていたが、修理の定義が曖昧であることもあり、浴室内部から補修かつ交換が可能なこととした。

(6) シャッターふたの材料の規定化

浴槽ふたのうち、シャッターふたについては、材料によっては軟質部（連結部）の熱的強度が弱いものがあり、実際に事故例もあったため、十分な熱的強度を有すると判断されるポリプロピレン樹脂系又はポリスチレン樹脂系のものを仕様規定として定めた。

(7) 長寿社会対応浴室ユニットの出入口下枠と洗い場との段差に関する規定の変更

旧基準では、出入口脇に手すりを設ければ当該段差が 20㎜ を超えても認めていたが、今回の見直しに伴い、当該段差を必ず 20㎜ 以下とすることとした。また、段差を出入口下枠のどこで測るかを明確にするために、条件が最も厳しい出入口下枠直下の水下側での寸法とすることを明記した。

(8) 長寿社会対応浴室ユニットの浴槽またぎ高さに関する規定の具体化

前項６．と同様に、浴槽のどこで測るかでまたぎ高さが異なってくるため、条件が最も厳し

い浴槽エプロン部直下の水下側での寸法とすることを明記した。

５．運用方針

a）2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保において、施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜こうじられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとする。

b）3.2 使用に関する情報提供において、保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととする。

c）3.5 施工に関する情報提供において、施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとする。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととする。

施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載することから、これを活用することができるものとする。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとする。

なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品の製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書等に記載することが出来るものとする。